

## 条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号中「第七十三号」を「第七十五号」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十一号中「第七十号」を「第七十二号」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十号中「第六十九号」を「第七十号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 別表都市整備部の項第七十 建築士法第十条の二十第一項に規定する一号の二級建築士又は木造建築士 都道府県指定登録機関

の免許の登録がされていることの

証明

第三条第十九号中「第六十八号」を「第六十九号」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十八号中「第六十七号」を「第六十八号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十七号中「第六十六号」を「第六十七号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十六号中「第六十五号」を「第六十六号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 別表福祉部の項第十五号の主 介護保険法第六十九条の三十三第一項に  
任介護支援専門員研修 規定する指定研修実施機関

十五 別表福祉部の項第十六号の主 介護保険法第六十九条の三十三第一項に  
任介護支援専門員更新研修 規定する指定研修実施機関

別表企画財政部の項中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 道路運送法施	自家用有	一万五千元
行令(昭和二十	償旅客運	
六年政令第二百	送者登録	
五十号)第四条	申請手数	

<p>第一項の規定に基づく道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条に規定する自家用有償旅客運送者の登録（更新の登録を除く。）の申請（市町村が行うものを除く。次号において同じ。）に対する審査</p>	<p>料</p>	
<p>五 道路運送法施行令第四条第一項の規定に基づく道路運送法第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者の変更登録（同法第七十九条の二第一項第二号の自家用有償旅客運送の種別の増加に係るもの又は同項第三号の運送の区域の増加に係るもの（同法第七十九条の登録を受けている当</p>	<p>自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料</p>	<p>三千元</p>

<p>該運送の区域の属する市町村内における当該運送の区域の増加に係るものを除く。）に限る。）の申請に対する審査</p>		
---	--	--

別表福祉部の項第十三号中「三万八千円」を「七万五千円」に、「二万七千円」を「三万二千円」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

<p>十五 介護保険法          施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第一項及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十八第一項第一号の規定に基づく主任介護支援専門員研修</p>	<p>主任介護支援専門員研修手数料</p>	<p>四万九千円</p>
<p>十六 介護保険法          施行令第三十七条の十五第一項及び介護保険法施行規則第四百四十条の六十八第</p>	<p>主任介護支援専門員更新研修手数料</p>	<p>四万六千円</p>

一項第二号の規定に基づく主任  
介護支援専門員  
更新研修

別表産業労働部の項第十一号中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、  
同項第十二号中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

別表農林部の項中第五十一号を第五十五号とし、第二十七号から第五十号まで  
を四号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の四号を加える。

<p>二十七 農産物検査 施行令（平成七年政令第三百五十七号）第五号第一項第二号の規定に基づく農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の申請に対する審査</p>	<p>登録検査 機関登録 申請手数料</p>	<p>十五万円</p>
<p>二十八 農産物検査 施行令第五号第一項第四号の規定に基づく農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項に規定する登録検査機関の</p>	<p>登録検査 機関登録 更新申請 手数料</p>	<p>一万百円</p>

<p>登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>登録検査 機関の農産物の種類に係る 変更登録 申請手数料</p>	<p>三万円</p>
<p>二十九 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>登録検査 機関の登録の区分に係る 更登録申請手数料</p>	<p>十五万円</p>
<p>三十 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する変更登録（同法第十七条第四項第四号の登録の区分の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>		

別表都市整備部の項第一号中「及び第百二号イ」を「、第百四号イ及び第百八号イ」に改め、同項第五号中「第九十六号ハ及び第百二号ハ」を「第九十八号ハ、第百四号ハ及び第百八号ハ」に改め、同項第百四号中「第百二号金額の欄イ」を

「第百四号金額の欄イ」に、「第百二号金額の欄ロ」を「第百四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百六号とし、同項中第百三号を第百五号とし、第百二号を第百四号とし、同項第百一号イ中「第百三号イ」を「第百五号イ」に改め、同号イ(2)中「第百三号」を「第百五号」に改め、同号を同項第百三号とし、同項中第百号を第百二号とし、第九十九号を第百一号とし、同項第九十八号中「第九十六号金額の欄イ」を「第九十八号金額の欄イ」に、「第九十六号金額の欄ロ」を「第九十八号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百号とし、同項第九十七号金額の欄を次のように改め、同号を同項第九十九号とする。

イ 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

(一) 新築の場合

三千元

(二) 増築又は改築の場合

五千元

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(一) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

六千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

一万五百円

(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

一万二千元

(ロ) 増築又は改築の場合

一万八千五百円

(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

一万七千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

二万七千元

(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

三万二千五百円

(ロ)	増築又は改築の場合	五万五百円
(五)	床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	五万六千円
(ロ)	増築又は改築の場合	八万七千円
(六)	床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	九万二千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	十四万三千五百円
(七)	床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	十一万四千円
(ロ)	増築又は改築の場合	十七万六千五百円
(八)	床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	
(イ)	新築の場合	十二万五千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	十八万八千五百円
ロ	住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合	
(1)	一戸建ての住宅	一万千五百円
(2)	共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
(一)	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三万六千円
(二)	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	五万六千円
(三)	床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの	十万三千五百円
(四)	床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	十七万五千円
(五)	床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二十六万七千五百円
(六)	床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	四十八万四千五百円

(七)	床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	六十六万五百円
(八)	床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	七十九万八千五百円
ハ イ及びビロ以外の場合		
(1) 一戸建ての住宅		
(一)	新築の場合	二万八千五百円
(二)	増築又は改築の場合	四万二千五百円
(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)		
(一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	六万三千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	九万七千円
(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	十万円
(ロ)	増築又は改築の場合	十五万三千円
(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	十九万四千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	二十九万九千五百円
(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	三十四万六千円
(ロ)	増築又は改築の場合	五十三万四千円
(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	五十九万二千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	九十一万六千円
(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	百九万三千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	百六十九万二千元



- (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 百五十六万五千五百円
  - (ロ) 増築又は改築の場合 二百四十一万六千円
- (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの
- (イ) 新築の場合 百九十一万二千元
  - (ロ) 増築又は改築の場合 二百九十五万九千五百円

別表都市整備部の項中第九十六号を第九十八号とし、第九十五号金額の欄を次のように改め、同号を第九十七号とする。

イ 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。第九十九号において同じ。）が提出された場合

- (1) 一戸建ての住宅
  - (一) 新築の場合 六千円
  - (二) 増築又は改築の場合 一万円
- (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この号から第百号までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
  - (一) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が五百平方メートル以内のもの
    - (イ) 新築の場合 一万三千元
    - (ロ) 増築又は改築の場合 二万千円
  - (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
    - (イ) 新築の場合 二万四千元
    - (ロ) 増築又は改築の場合 三万七千円
  - (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの

	(イ) 新築の場合	三万五千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	五万四千元
	(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
	(イ) 新築の場合	六万五千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	十万千元
	(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	
	(イ) 新築の場合	十一万二千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	十七万四千元
	(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	
	(イ) 新築の場合	十八万五千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	二十八万七千元
	(七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	
	(イ) 新築の場合	二十二万八千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	三十五万三千元
	(八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	
	(イ) 新築の場合	二十四万三千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	三十七万七千元
	ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。第九十九号において同じ。）の写しが提出された場合	
	(1) 一戸建ての住宅	二万三千元
	(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
	(一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	七万二千元
	(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十一万二千元
	(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの	二十万七千元

- 
- ハ イ及びロ以外の場合
- (1) 一戸建ての住宅
- (一) 新築の場合 五万七千円
- (二) 増築又は改築の場合 八万五千円
- (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの 十二万七千円
- (イ) 新築の場合 十九万四千円
- (ロ) 増築又は改築の場合 十九万四千円
- (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 二十万円
- (ロ) 増築又は改築の場合 三十万六千円
- (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 三十八万九千円
- (ロ) 増築又は改築の場合 五十九万九千円
- (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 六十九万二千円
- (ロ) 増築又は改築の場合 百六万八千円
- (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
- (一) 新築の場合 五十三万五千円
- (二) 床面積の合計が五平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三十五万円
- (三) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 九十六万九千円
- (四) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 百三十二万千円
- (五) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 百五十九万七千円
-



<p>二十五年政令第 三百三十八号) 第三百三十七条の 十六第二号の規 定に基づく既存 建築物の移転の 認定の申請に対 する審査</p>	<p>に対する 制限の緩 和に係る 認定申請 手数料</p>	
--	--	--

別表都市整備部の項に次の五号を加える。

<p>百七 建築物のエ ネルギー消費性 能の向上に関す る法律（平成二 十七年法律第五 十三号）第二十 九条第一項の規 定に基づく建築 物エネルギー消 費性能向上計画 の認定の申請に 対する審査（次 号に規定する審 査を除く。）</p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 認定申請 手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第三十条第一項各号に掲げる 基準に適合していることを示す書類が提 出された場合 (1) 一戸建ての住宅 五千元 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定 める額 (一) 床面積の合計が三百平方メートル 未満のもの 一万千円 (二) 床面積の合計が三百平方メートル 以上二千平方メートル未満のもの 二万三千元 (三) 床面積の合計が二千平方メートル 以上五千平方メートル未満のもの 五万二千元 (四) 床面積の合計が五千平方メートル 以上のもの 九万四千元 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部 分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次 に定める額 (一) 床面積の合計が三百平方メートル</p>
--	---	---

未満のもの

一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

三万千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

九万四千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

十四万九千円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの

十八万八千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

二十三万五千円

ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第八条第二号イ及びロに定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの

四万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの

四万四千円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

八万円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

- 
- 
- 
- 十三万五千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
二十三万円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの  
三十三万円
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
二十六万七千円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
四十三万二千円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
六十一万六千円
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
七十五万九千円
- (5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
八十九万八千円
- (6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
百二十四千円
- ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める
-

	<p>百八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第三十条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>
	<p>建築基準 関係規定 適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>
<p>額</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円</p> <p>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万七千円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千元</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円</p>	<p>前号に規定する合算して得た金額に、次に定める額を加算し、次のロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額</p> <p>イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの 七千円</p> <p>(2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 一万四千元</p> <p>(3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 二万四千元</p> <p>(4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの</p>



三万千円

(5) 床面積の合計が五百平方メートルを  
超え千平方メートル以内のもの

五万八千円

(6) 床面積の合計が千平方メートルを超  
え二千平方メートル以内のもの

七万八千円

(7) 床面積の合計が二千平方メートルを  
超え一万平方メートル以内のもの

二十三万五千円

(8) 床面積の合計が一万平方メートルを  
超え五万平方メートル以内のもの

四十二万円

(9) 床面積の合計が五万平方メートルを  
超えるもの

七十七万七千円

ロ 建築基準法第八十七条の二の昇降機に  
係る部分が含まれる場合 次に掲げる区  
分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 昇降機を設置するもの (2)に掲げる  
ものを除く。)

一基ごとに一万四千円 (小荷物専用  
昇降機については、五千円)

(2) 建築基準法第六条第一項の規定によ  
る確認を受けた昇降機の計画を変更し  
て昇降機を設置するもの

一基ごとに七千円 (小荷物専用昇降  
機については、四千円)

ハ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴  
う場合 申請に係る構造計算適合性判定  
を行おうとする一の建築物ごとに次に掲  
げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 判定対象床面積が千平方メートル以  
内のもの

(一) (二)以外のもの

<p>百九 建築物のエ</p>	
<p>建築物エ</p>	
<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p>	<p>十七万四千四百八十円</p> <p>(二) 構造計算が大臣認定プログラムに より行われるもの 十一万八千五百六十円</p> <p>(2) 判定対象床面積が千平方メートルを 超え二千平方メートル以内のもの (一) (二)以外のもの 二十二万八千七百二十円</p> <p>(二) 構造計算が大臣認定プログラムに より行われるもの 十四万七千七百二十円</p> <p>(3) 判定対象床面積が二千平方メートル を超え一万平方メートル以内のもの (一) (二)以外のもの 二十六万二千二百円</p> <p>(二) 構造計算が大臣認定プログラムに より行われるもの 十六万七千七百六十円</p> <p>(4) 判定対象床面積が一万平方メートル を超え五万平方メートル以内のもの (一) (二)以外のもの 三十四万六千四百四十円</p> <p>(二) 構造計算が大臣認定プログラムに より行われるもの 二十万四千九百六十円</p> <p>(5) 判定対象床面積が五万平方メートル を超えるもの (一) (二)以外のもの 六十三万六千九百六十円</p> <p>(二) 構造計算が大臣認定プログラムに より行われるもの 三十四万七千五百二十円</p>

<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>		<p>エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>
<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 二千五百円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>（一）床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円</p> <p>（二）床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円</p> <p>（三）床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二万六千円</p> <p>（四）床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万七千円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>（一）床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円</p> <p>（二）床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円</p> <p>（三）床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二万六千円</p> <p>（四）床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万七千円</p> <p>(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 七万四千五百円</p>		

の 九万四千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十一万七千五百円

ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第二号イ及びロに定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万二千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千五百円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十一万五千元

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十六万五千元

ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号

イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十三万三千五百円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以

- 
- 
- 
- 上二千平方メートル未満のもの  
二十一万六千円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
三十万八千円
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
三十七万九千五百円
- (5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
四十四万九千円
- (6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
五十一万二千円
- ニ  
イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
五万千円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
八万五千五百円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
十三万八千五百円
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
十八万千円
- (5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
二十一万七千五百円
- (6) 床面積の合計が二万五千平方メートル
-

<p>百十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>建築基準 関係規定 適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ル以上のもの <u>二十五万五千元</u></p> <p>第百八号金額の欄イの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第百八号金額の欄ロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額</p>
<p>百十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 五千元</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万三千円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル</p>

- 
- 
- 
- 以上五千平方メートル未満のもの  
五万二千元
  - (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの  
九万四千元
  - (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
一万千元
  - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
三万千元
  - (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
九万四千元
  - (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
十四万九千元
  - (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
十八万八千元
  - (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
二十三万五千元
  - ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
  - (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの  
四万円
  - (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの  
四万四千元
  - (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分
-

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
八万円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
十三万五千元

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
二十三万円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの  
三十三万円

ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの  
二万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの  
二万二千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
三万八千元

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
六万六千元

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
十二万千元

(四) 床面積の合計が五千平方メートル



以上のもの

十八万三千円

ニイ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
二十六万七千円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
四十三万二千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
六十一万六千円

(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
七十五万九千円

(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
八十九万八千円

(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
百二十四千円

ホイ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
十万二千円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
十七万千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

	<p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十三万二千元</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千元</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円</p>	<p>二十七万七千元</p>

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条中第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条を同条第十六号とし、同条第十四号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条を同条第十五号とし、同条第十三号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第十二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 別表福祉部の項第十一号の再 介護保険法第六十九条の三十三第一項に  
 研修 規定する指定研修実施機関

別表福祉部の項第七号中「三万円」を「六万円」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「(平成十一年厚生省令第三十六号)」を削り、同条を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「三万円」を「四万二千元」に改め、同条を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

<p>十一 介護保険法 第六十九条の七 第二項及び介護 保険法施行規則 (平成十一年厚 生省令第三十六 号) 第一百十三 条の十六第一項の</p>	<p>介護支援 専門員再 研修手 料</p>	<p>四万二千元</p>
---	------------------------------------	--------------

規定に基づく再  
研修

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第三条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百六十九号を第三百八十一号とし、第三百五十二号から第三百六十八号までを十二号ずつ繰り下げ、第三百五十一号を第三百五十八号とし、同号の次に次の五号を加える。

三百五十九	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
三百六十	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
三百六十一	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
三百六十二	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
三百六十三	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百五十号を第三百五十七号とし、第三百十六号から第三百四十九号までを七号ずつ繰り下げ、第三百十五号を第三百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百二十一	既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料
-------	-----------------------------

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百十四号を第三百二十号とし、第二百五号から第三百十三号までを六号ずつ繰り下げ、第二百四号を第二百六号とし、同号の次に次の四号を加える。

二百七	登録検査機関登録申請手数料
二百八	登録検査機関登録更新申請手数料
二百九	登録検査機関の農産物の種類に係る変更登録申請手数料
二百十	登録検査機関の登録の区分に係る変更登録申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第二百三号を第二百五号とし、第二号から第二百二号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 
- 一 自家用有償旅客運送者登録申請手数料
  - 二 自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料
- 

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同  
年十一月一日から施行する。